

食事代(食事標準負担額)

1食につき 460円

(低所得者/短期：210円 長期：160円 70歳以上の区分・/100円)

個室料金

		室料差額料(税込)	シャワー	トイレ
201	(個室)	6000	×	○
202	(個室)	8000	○	○
203	(個室)	8000	○	○
206	(個室)	4000	×	×
207	(個室)	4000	×	×
211	(二人部屋)	2500	×	×
212	(二人部屋)	2500	×	×

※ 室料差額は、一日当たりの金額です。午前0時を起点として計算することになっている為、一泊すると2日分  
二泊すると3日分の請求となります。

※ 四人部屋の室料はいただきません。

※ 文章料等は消費税がかかります。 但し診療費に対しては非課税です。

## 入院費の支払いについて

入院費は、毎月月末に締め切ります。入院診療費明細書兼領収書を翌月の10日頃にお渡しします  
退院時又は請求書が届きましたら、お支払いをお願い致します。

## 該当の方のみ

### 限度額適用認定証

医療費等受給者証(子ども医療、重度心身医療、母子医療)

公費受給者証(特定疾患、特定疾病、養育医療等)

退院証明書(過去3カ月以内に入院歴ある方)

入院中、保険証に次のような変更が生じたときは、すみやかに病院へ提出して下さい。

就職・離職等で加入保険が変わるとき

保険証の有効期限が切れるとき

住所が変わったとき

## 限度額適用認定証について

限度額適用認定証を提示していただきますと、70歳未満の方が入院した時の窓口負担が、所得区分に応じ、  
月単位で一定の限度額まで軽減されます。

加入している保険者(※)へ事前に限度額適用認定証の申請を行い、発行されましたら病院へ提示して下さい。

※ 市町村国民健康保険・・・市町村役場(国民健康保険窓口)

※ 健康保険(協会けんぽ、共済、組合など)・・・健康保険証に記載されている保険者又はお勤めの会社

ご不明な点は病院までお問い合わせください。